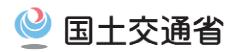
胆沢ダム及び八ツ場ダム発注事案に係る検証について(概要)



胆沢ダム発注案件に係る検証結果について(1)

1. 概要

	堤体盛立(第1期)工事	原石山材料採取(第1期)工事
契約金額(税抜き)	19,380,000,000	15,150,000,000
予定価格(税抜き)	20,623,570,000	16,045,149,000
入札日	平成16年10月7日	平成17年3月10日
落札者	鹿島∙清水∙大本特定」∨	大成・熊谷・間特定」∨

2. 検証方法

当時の**職員(27名)へのヒアリング、**工事費内訳書等の**資料の再分析**により、談合情報の処理体制、談合の疑義等について検証

3. 談合情報処理の経緯

《堤体盛立(第一期)工事》			《原石山材料採取(第一期)工事》			
9.21-28 複数の者から実名で入札前に落札企業が決		2.23	新聞社より入札前に落札企業及び下請企業が			
	定しているとの談合情報が提供		決定しているとの談合情報の提供			
9.27	<u>公正入札調査委員会</u> (調査開始決定)		<u>公正入札調査委員会</u> 開催(調査開始決定)			
	<u>公正取引委員会</u> へ通報	2.24	<u>公正取引委員会</u> へ通報			
9.29	<u>公正入札調査委員会</u> (工事費内訳書の確認、	3.4	事情聴取			
	事情聴取項目の決定)	3.7	<u>公正入札調査委員会</u> (開札決定)			
10.1	事情聴取	3.9	誓約書の提出			
10.5	<u>公正入札調査委員会</u> (開札の決定)	3.10	開札(大成JVが落札)			
10.7	誓約書の提出		<u>公正取引委員会</u> へ入札結果を報告			
	開札(鹿島JVが落札)					
10.20	<u>公正取引委員会</u> へ入札結果を報告		2			

胆沢ダム発注案件に係る検証結果について(2)

4. 主な検証結果と評価

▶当時の処理方法は談合の疑義を把握できない方法ではなかったが、今後の運用改善につなげるべき課題もあり

(1)工事費内訳書の分析結果と評価

- ●工事費内訳書のチェック項目に不足がないか
 - ⇒特に不足は認められないが、原石山では外形面でのチェックを行った記録がなく、内訳書の分析結果の文書化と資料の保存を徹底 すべき
- ●当時のチェック内容に誤りがないか
 - ⇒大きな遺漏(計算ミス等)は認められないが、談合の端緒を把握する最も有効な情報源であり、今後とも入念に分析を行うべき
- ●現時点で再分析した場合、不自然な点がないか
 - ⇒**積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は認められない**が、残されていた資料が限られており、チェックできない部分あり。 内訳書の分析結果の文書化と資料の保存を徹底すべき(再掲)

(2)関係者からのヒアリング結果と評価

- ●開札決定の判断について
 - ⇒当時は、マニュアルに沿って調査し、**談合を疑わせる事実がなかったため、開札決定は妥当との回答**であったが、案件の特性、情報の信憑性、事業への影響等にも配慮し、**談合情報が寄せられた案件で入札続行しようとする場合は、より慎重に判断する体制を構築すべき***入札取り止め件数は、平成17年度以降顕著に増加
- ●事情聴取について
 - ⇒内訳書の分析内容等に**疑義がなければマニュアルの3項目に沿って実施しており**(堤体盛立3項目、原石山4項目)、**誓約書を取るための手段**として実施していた側面あり。特段の疑義がなくても積算の考え方を確認するなど、<mark>談合疑義の端緒を把握する機会として有効活用すべき</mark>
 * 平成17年度以降、3項目のみで事情聴取をしている事例なし
 * 平成16年度の談合情報案件20件中3件で入札を取り止め
 - ⇒委員会で聴取項目案が審議された事実は確認できなかったが(原石山)、委員会での審議を徹底すべき
 - ⇒一室に集め、聴取項目を事前通知した事実は確認できなかったが、事業者が口裏合わせしないよう工夫すべき
- ●公正取引委員会について
 - ⇒公取委へは随時、ファックスにより通報しているが、一方的な情報提供に終わらないよう工夫するとともに、公取委と同様、新たに警察との連携を図るべき
- ●資料の保存等

⇒委員会での**審議録などが残されていない**が、以後の対応に資するよう、これらの文書化と資料の保存を徹底すべき

ハッ場ダム発注案件に係る検証結果について(1)

1. 対象案件の概要

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	6	41	43	27	46	68	50	63	34	378
業務	99	87	74	63	63	74	67	61	41	629
計	105	128	117	90	109	142	117	124	75	1,007

- 平均すると、工事全体の約6割が一般土木・Cランク(0.6億円~3億円)、約1割が一般土木・Dランク(0.6億円未満)。
- 業務全体の5割前後が土木コンサルタント業務、それぞれ2割前後が測量業務や補償コンサルタント業務。

2. 検証方法

外部からの談合情報がなく、対象案件も膨大であることから、調査を効率的に実施するため、入札談合を目論む者にとって比較的受注調整がし易いと推察される案件など、具体的には、

- ① 同時期に発注された内容が類似する複数の案件のうち、予定価格内1者のみで構成されているもの
- ② 複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の案件のうち、受注業者に変動がなく、予定価格内1者が 3箇年程度連続するもの
- ③ 複数者が参加し、入札者が1者であった案件
- 4 複数者が参加し、一位不動であった案件

を分類し、それらのうち工事費内訳書があるものについて、落札率が高いなど談合疑義の観点からさらに詳細な調査が必要と認められた案件(31件)を抽出し、工事費内訳書等の分析を実施。

	①同時期類似	②継続的同種	③1者入札	④一位不動	合計 (重複を除く)
分類件数	39	15	22	46	104
抽出件数	8	12	11	8	31

ハッ場ダム発注案件に係る検証結果について(2)

3. 検証結果と評価

(1)工事費内訳書の分析

- ●各社とも発注者が行った積算と著しく乖離するよう な不自然さはない
- ●複数者から内訳書が提出されている案件において、各社間の積算内容を比較した結果、一部の積算項目で金額が一致するものが見受けられたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目等であり、不自然さはない
- ⇒積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実 は認められず

(2)技術提案書の分析

- ●入札説明書等を踏まえた提案がなされている
- ●複数者から提案書が提出されている案件において、各社間の提案内容を比較した結果、異なる内容の提案が含まれるなど各社毎の工夫が見られ、不自然さはない
- ⇒提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実 は認められず

▶入札参加者の間で、工事費内訳書や技術提案書の やりとりを疑わせる事実は確認できなかったが、今後 の運用改善につなげるべき課題もあり。

◆談合疑義事実の調査基準の見直し

✓談合疑義事実の調査基準に入札率(入札価格/予 定価格)等の観点が含まれるよう見直すべき

◆資料の保存について

- ✓以後の対応に資するよう、内訳書や提案書の分析 に係る資料の保存を徹底すべき(電子データを含む。)
- ◆公正取引委員会及び警察との連携について
 - ✓入札談合の未然防止を徹底するため、公取委との 連携を強化するとともに、公取委と同様、新たに警察との連携を図るべき

検証結果を踏まえた対応方針

検討課題

調査結果を踏まえ、今後の運用改善につなげるべき課題を整理

> 処理体制の強化

案件の規模、談合情報の信憑性・頻度、事業への影響等を総合的に勘案して、慎重に開札/取りやめの判断をするための体制整備をすべき。

> 事情聴取等の充実

誓約書を提出させるための手段ではなく、談合疑義の端緒を見出す機会として最大限活用すべき。

> 公取委・警察庁との連携強化

一方的な情報提供に終わることなく、処理方針等について随時相談すべき。

> 資料の適切な保存

以後の談合情報処理に資するため、 分析資料の文書化·適切な保存をすべ き。

談合疑義事実の調査基準の見直し

談合疑義事実の調査を通じた談合防止の取り組みを強化すべき。

対応方針

【新規】新規に追加、【拡充】既存の枠組みの改正、【運用】運 田宝能に合わせた目前!

- 談合情報処理マニュアルを見直し、談合疑義事案の調査体制を強化
- 1. 処理体制の強化
- ① 公正入札調査委員会の体制を強化し、談合情報が寄せられた入札 を続行する際は、予め局長が指名する入札監視委員会の複数の委 員から意見聴取【新規】
- ② 談合情報が寄せられた場合、契約責任者へ速やかに報告【新規】
- ③ 入札続行/取りやめを判断する際の官房地方課への協議【運用】

2. 事情聴取等の充実

- ① 公正入札調査委員会による事情聴取項目の決定【拡充】
- ② 事情聴取項目の充実及び現在の聴取項目例の削除【拡充・運用】
- ③ 聴取項目の事前通知の廃止【運用】
- ④ 入札辞退者に対する事情聴取の実施【運用】
- ⑤ 情報提供者への接触による情報の収集【新規】
- ⑥ 事後的に検証可能な談合情報が寄せられた場合の調査【新規】

3. 公取委・警察庁との連携強化

- ① 公取委及び警察庁へ談合情報を直接説明【新規・拡充】
- 4. 資料の適切な保存
- ① 委員会資料の保存、工事費内訳書の分析記録の文書化【新規】
- 5. 談合疑義事実の調査基準の見直し
- ① 談合疑義事実の調査基準に入札率等の観点を導入【拡充】
- ▶ 談合に対する抑止力強化の観点を含め、今後、指名停止措置のあり方を検討することが適当

